

卸売市場近代化施設に係る食品等持続的供給促進資金金融通措置要綱（抄）

昭和 43. 6. 13 43 農経 A 第 3239 号

農林事務次官依命通知
最終改正 令和 7. 10. 1 7 新食 第 1522 号

第 1 趣旨

民営卸売市場の開設者、卸売市場の卸売業者及び仲卸業者等に対し、卸売市場の施設の整備に要する資金、卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の業務の近代化を図るために必要な施設の整備に要する資金等（中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する中小企業者をいう。）に対するものであって、その償還期限が 10 年を超えるものに限る。）を株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から貸し付けることにより、卸売市場関係施設を整備改善し、もって農畜水産物の流通の合理化と消費の安定的な拡大を図る。

第 2 貸付けの相手方、貸付対象事業及び貸付条件

この資金の貸付けの相手方、貸付対象事業及び貸付条件は次のとおりである。

1 貸付けの相手方

中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場をいう。以下同じ。）又は地方卸売市場（法第 13 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場をいう。以下同じ。）において事業を営む者であって次に掲げるもの

- (1) 民営卸売市場（消費地市場及び水産物産地卸売市場（水産業協同組合の開設する市場を除く。以下同じ。）に限る。以下同じ。）及び卸売市場（消費地市場及び水産物産地卸売市場に限る。以下同じ。）と一体的に設置される付設集団売場の開設者
- (2) 卸売市場の卸売業者
- (3) 卸売市場の卸売業者が 2 分の 1 以上の出資をする会社
- (4) 卸売市場の卸売業者又は開設者が議決権の 2 分の 1 以上を占める組合（事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合又は企業組合をいう。以下同じ。）
- (5) 民営卸売市場の卸売業者及び開設者が 2 分の 1 以上の出資をする会社
- (6) 中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者が 2 分の 1 以上の出資をする会社で、卸売業者の出資割合が仲卸業者のそれより高いもの
- (7) 卸売市場の仲卸業者
- (8) 卸売市場の仲卸業者が構成員の 2 分の 1 以上を占める組合
- (9) 卸売市場の仲卸業者が 2 分の 1 以上の出資をする会社
- (10) 卸売市場の仲卸業者及び卸売業者が 2 分の 1 以上の出資をする会社で、仲卸業者の出資割合が卸売業者のそれより高いもの

2 貸付対象事業

(1) 卸売市場施設

卸売市場及び卸売市場と一体的に設置される付設集団売場の施設（土地を含み場

内運搬機械以外の運搬機械を除く。)の改良、造成又は取得

(2) 卸売業者施設

次に掲げる施設(土地を含む。)の改良、造成又は取得

冷蔵庫、倉庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械(計算センターに係るもの)を除く。以下同じ。)、従業員宿舎(従業員の労務管理又は福利厚生を目的とする従業員専用の宿舎に限る。以下同じ。)又は場内事務所

(3) 仲卸業者施設

次に掲げる施設(土地を含む。)の改良、造成又は取得

冷蔵庫、倉庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎又は仲卸店舗設備

3 貸付条件

貸付条件は、公庫の業務方法書の定めるところによる。

第3 貸付けの手続

1 貸付けの申込み

本資金の貸付けを受けようとする者は、公庫の定めるところにより、融資機関(公庫及び受託金融機関をいう。以下同じ。)に申込むものとする。

2 農林水産大臣等の確認

(1) 融資機関は、貸付けを行おうとするときは、あらかじめ、中央卸売市場に係る事業については農林水産大臣、地方卸売市場に係る事業については都道府県知事に対し、当該貸付けに係る事業が法第3条に規定する卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に照らして適切である旨の確認を求めるものとする。

(2) 農林水産大臣又は都道府県知事は、(1)により融資機関から確認を求められたときは、すみやかに審査のうえ、その結果を融資機関に通知するものとする。

(3) (2)にかかわらず、本資金の貸付けのうち農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)が別に定めるものについては、融資機関が農林水産大臣又は都道府県知事に対し確認を求めた日から起算して6営業日を経過した日までに審査を継続する旨の通知がないときは、融資機関は、基本方針に照らして適切である旨の通知があつたものとみなすことができるものとする。

第4 指導体制

本制度の目的を達成するため、本資金の貸付けを受けた者であつて、中央卸売市場において事業を営む者に対しては農林水産省が、地方卸売市場において事業を営む者に対しては都道府県が、当該貸付けに係る事業が基本方針に照らし適切に実施されるよう、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

附 則

1 この通知は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律(令和7年法律第69号)の施行の日(令和7年10月1日)から施行する。

2 この通知の施行前に株式会社日本政策金融公庫が貸付けの決定を行つたものについては、なお従前の例による。